

# 令和5年度 第3次沼津市地域公共交通利便増進実施計画作成支援業務委託 公募仕様書

本仕様書は、令和5年度 第3次沼津市地域公共交通利便増進実施計画作成支援業務委託（以下「本業務」という。）を実施するにあたり、必要とする基本的事項について定めるものである。

## 1 業務委託名

令和5年度 第3次沼津市地域公共交通利便増進実施計画作成支援業務委託

## 2 業務目的

本市では、まちづくりと一体となった持続可能な公共交通を目指すため、「沼津市地域公共交通計画」（以下「公共交通計画」という。）を策定し、計画に位置付けた利便性向上や利用促進に係る施策を推進している。

本業務は、路線ネットワークや運賃、ダイヤ等の見直しも含めた利用者の利便の増進に資する取り組みを位置づける「第3次沼津市地域公共交通利便増進実施計画」（以下「利便増進実施計画」という。）の作成支援を行うものである。

## 3 経緯・背景

本市では、第2次沼津市都市計画マスタープランにおいて、持続可能な都市構造として中心市街地と各拠点を連携するコンパクト・プラス・ネットワーク型のまちづくりを掲げ、人・モノ・情報の移動や交流を促すことで、拠点ごとのまちづくりの効果を相乗的に高め、暮らしやすく魅力あるまちづくりを推進している。

沼津駅を中心とした中心市街地のまちづくりについては、鉄道高架事業を中核とした沼津駅周辺総合整備事業が本格的に展開する局面を契機と捉え、公共交通に支えられたコンパクトな都市構造を志向しつつ、歩行者や自転車を重視しながら、人が歩いて回遊し、居心地よく過ごせる都市空間に再構築するため、まちづくりの施策の方向性を示した「沼津市中心市街地まちづくり戦略」を策定し、今後の事業プロセスに応じて段階的に取り組むこととしている。

各拠点とのネットワークについては、「行きたいまち、住みたいまち。～公共交通の改善により、選ばれるまちへ～」を基本方針とした公共交通計画を策定し、公共交通軸の形成や公共交通セーフティネットの構築など6つのプロジェクトを位置づけ、いつでも、どこでも、誰でも安心して利用できる使いやすい公共交通の構築を目指し取り組みを進めているところである。

このような中、新型コロナウイルスの影響により、公共交通の利用者が減少する等、交通事業者の経営は厳しさを増しており、路線バス事業を継続するために路線の退出や減便を余儀なくされている。

このため、市民への利便性の高い運送サービスを維持しつつ、効率的で事業性のある運送事業を継続するためには、公共交通ネットワークのみならず、ダイヤや運賃などのサービス面の改善を含め、地域のニーズに応じた交通システムの構築が不可欠であることから、利便増進実施計画を検討するものである。

## 4 業務内容

### (1)市内路線バスの目標運行水準の検討

#### ①路線毎のポテンシャル図作成

路線毎に人口密度、道路状況、学校、商業施設、観光施設などを図面にまとめ、各路線

のポテンシャルについて図示する。

#### ②路線毎の運行頻度図の作成

市が把握している地域ごとの運行状況やバス事業者が提供する GTFS データなどを活用し、各路線の運行頻度について図示する。

#### ③路線毎の利用者状況図の作成

市が把握している OD 調査結果データ（平成 31 年 沼津市地域公共交通網形成計画策定支援業務委託報告書データ）を基に利用者状況を上記①②の図面に重ねて図示する。

#### ④バス事業者の運行収支・運送供給力の把握

バス事業者が提供する路線（系統）ごとの運賃収入及び運行経費をとりまとめ、路線毎の収支状況を把握する。また、バス事業者が提供する運転者数、車両数、仕業表等から、各事業者が有する路線バスの供給力を把握する。

#### ⑤市内路線バスの目標運行水準(案)の作成

上記①～④をとりまとめ、交通まちづくり検討部会等において、市内の路線バスの目標運行水準(案)を議論するための協議資料を作成する。

### (2)西浦線・沼津静岡長岡線の共通定期券化の検討

#### ①運行経費、運賃収入等の把握

標記 2 路線について、事業者ごとの定期券売上げ金額や現金収入等を確認するとともに、運行経費について把握する。

#### ②共通定期券化シミュレーション

事業者が想定する運行頻度において、共通定期券化を導入した場合の収支シミュレーションを行い、事業採算性を考慮した按分率を検討する。

### (3)地域公共交通アドバイザー活用

上記(1).(2)について、専門家の立場から総合的なアドバイスを受けるため、専門的知識を有する地域公共交通アドバイザーを活用する。アドバイザーの選定については、委託者と協議し決定すること。アドバイザーに対する謝礼は本委託料に含むものとし、受託者からアドバイザーへ支出すること。アドバイザーとの打合せについては、2 時間程度を 3 回予定している。なお、打合せにおいてアドバイザーの旅費が発生する場合には、委託者が負担するものとする。

## 5 打合せ協議

本業務を円滑に遂行するため、節目など必要に応じて適宜、対面や Web による打合せ協議を実施するものとする。

## 6 報告書作成

受託者は、本業務の完了を証する成果品として、業務の経過や検討結果をまとめた報告書等を以下のとおり委託者まで提出すること。

#### ①業務報告書

A 4 版（ファイリングして提出） 2 部

#### ②上記に係る電子データ（CD-R 等） 2 部

※電子データは Microsoft 製 Word 又は Excel で編集可能な電子データに加え、PDF 化した電子データを原則とし、作図などで他の形式データを用いる場合には、委託者の了解を得るものとする。

## 7 再委託の制限等

- (1) 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができる。この場合、事前に沼津市に対し書面にて再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、金額その他再委託先に対する管理方法等必要事項の承認を受けなければならない。

## 8 資料の貸与

沼津市は、業務の遂行上必要な資料で、沼津市が所有している提供可能な資料について貸与する。この場合、受託者は業務完了後に速やかに返却しなければならない。これにより受領した資料等は、市の了解なく公表・使用はできないものとする。また、市から提供のない資料については、受託者がその責任のもとにこれを収集すること。

- ①平成 27 年度 沼津市地域公共交通網形成計画策定に係る基礎調査業務委託報告書
- ②平成 29 年度 新たな公共交通の仕組み検討支援業務委託報告書
- ③平成 30 年度 沼津市地域公共交通網形成計画に向けた沼津駅－沼津港間における公共交通検討業務報告書
- ④平成 31 年度 沼津市地域公共交通網形成計画策定支援業務委託報告書
- ⑤令和 元年度 沼津市人口流動統計調査業務委託報告書
- ⑥令和 2 年度 沼津駅バスターミナル再編に伴う路線集約検討等業務委託報告書
- ⑦令和 3 年度 沼津市地域公共交通利便増進実施計画等作成支援業務委託報告書

## 9 その他

- (1) 本業務は、沼津市業務委託契約約款に基づき、契約を履行する。
- (2) 受託者は、本業務の目的や意図を十分に理解した上で、誠意をもって業務を遂行するものとする。
- (3) 受託者は、業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、本業務で得られた資料及び成果を委託者の許可なく、外部に貸与並びに使用させてはならない。なお、受託者は、本業務の実施にあたり個人情報を取扱う場合は、個人情報保護法及びその関係法令等を遵守し、個人情報を適切に取り扱わなければならない。
- (4) 本仕様書に記載のない事項又は本仕様書に疑義が生じた場合は、委託者及び受託者が協議の上、定めるものとする。
- (5) 受託者は、業務が完了したとき、受託者の責に帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに訂正、補足その他の措置を講ずるものとする。
- (6) 作業過程において、疑義を生じた場合は、すみやかに委託者と協議し、その指示を受けなければならない。
- (7) 成果品の中で他の文献、資料等を引用した場合は、出典名を報告書に記載すること。